

第99期 決算公告

平成19年6月28日

青森市橋本一丁目9番30号

株式会社 **青森銀行**

取締役頭取 加福善貞

貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	57,869	預金	1,926,685
現金	27,194	当座預金	67,285
預け金	30,675	普通預金	821,257
コ ー ル 口 一 ン	80,000	貯蓄預金	42,032
買入金銭債権	6,631	通知預金	3,956
商品有価証券	467	定期預金	957,799
商品国債	427	定期積金	9,417
商品地方債	39	その他の預金	24,936
有価証券	621,255	譲渡性預金	54,390
国債	192,930	コ ー ル マ ネ ー	10,270
地方債	110,165	債券貸借取引受入担保金	546
社債	158,533	借用金	9,500
株式	57,213	借入金	9,500
その他の証券	102,412	外国為替	27
貸出金	1,330,199	売渡外国為替	19
割引手形	11,665	未払外国為替	7
手形貸付	122,694	社債	20,000
証書貸付	1,028,059	その他の負債	6,693
当座貸越	167,779	未決済為替借	20
外国為替	1,658	未払法人税等	2
外国他店預け	1,653	未払費用	1,658
買入外国為替	4	前受収益	940
その他の資産	8,205	給付補てん備金	2
未決済為替貸	0	金融派生商品	0
前払費用	34	その他の負債	4,069
未収収益	3,912	賞与引当金	679
先物取引差入証拠金	68	役員退職慰労引当金	596
金融派生商品	1	再評価に係る繰延税金負債	2,852
その他の資産	4,188	支払承諾	26,121
有形固定資産	25,611	負債の部合計	2,058,362
建物	9,520	(純資産の部)	
土地	13,108	資本	15,221
建設仮勘定	0	資本剰余金	8,575
その他の有形固定資産	2,981	資本準備金	8,575
無形固定資産	2,119	利益剰余金	53,032
ソフトウェア	1,757	利益準備金	5,828
その他の無形固定資産	361	その他利益剰余金	47,204
繰延税金資産	5,268	別途積立金	43,700
支払承諾見返	26,121	繰越利益剰余金	3,504
貸倒引当金	△ 18,024	自己株式	△ 381
		株主資本合計	76,447
		その他有価証券評価差額金	10,196
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	2,376
		評価・換算差額等合計	12,573
		純資産の部合計	89,021
資産の部合計	2,147,383	負債及び純資産の部合計	2,147,383

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～60 年
動 産	2 年～20 年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,307 百万円であります。
- 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち当期に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 33 百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当期末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表のその他の資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

25. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,371百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
27. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は72,068百万円であります。
 なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
28. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、23,966百万円であります。
29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,665百万円であります。
30. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 56,460百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 12,090百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 546百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券70,402百万円を差し入れております。
 また、その他の資産のうち保証金は136百万円であります。
31. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成13年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,463百万円
32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
33. 社債は、劣後特約付社債であります。

34. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,760百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ5,760百万円減少しております。

35. 1株当たりの純資産額 506円30銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

36. 銀行法第18条の定めにより、剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、180百万円であります。

37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下40.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	467	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
社債	8,185	8,158	26	5	31
その他	25,898	25,807	90	32	123
外国証券	2,335	2,335	0	0	0
その他	23,562	23,472	90	32	122
合計	34,083	33,966	116	38	154

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	37,330	55,386	18,055	18,632	576
債券	449,518	447,684	1,834	1,466	3,301
国債	194,749	192,930	1,819	262	2,082
地方債	109,857	110,165	308	845	537
社債	144,911	144,588	323	357	681
その他	75,509	76,491	981	1,557	576
外国証券	55,072	54,662	409	122	531
その他	20,437	21,828	1,390	1,435	44
合計	562,359	579,561	17,202	21,657	4,454

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 7,005 百万円を差し引いた額 10,196 百万円を、「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

38. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	81,368	1,274	716

39. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	5,760
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	59
その他有価証券 非上場株式	1,768
非上場外国株式	6
その他	16

40. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	55,640	203,129	131,131	71,727
国債	28,688	81,776	26,349	56,115
地方債	1,716	14,090	94,359	—
社債	25,235	107,263	10,422	15,611
その他	2,018	39,004	21,787	24,650
外国証券	1,489	34,909	19,511	1,088
その他	528	4,094	2,275	23,562
合計	57,658	242,133	152,918	96,378

41. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 385,612 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 378,652 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

42. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	12,207 百万円
減価償却損金算入限度超過額	443
賞与引当金損金算入限度額超過額	277
その他	687
繰延税金資産小計	<u>13,615</u>
評価性引当額	<u>1,341</u>
繰延税金資産合計	12,274
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,005
繰延ヘッジ損益	<u>0</u>
繰延税金負債合計	7,006
繰延税金資産の純額	5,268 百万円

43. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は89,020百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 純額で「繰延ヘッジ損失」(又は「繰延ヘッジ利益」)として「その他資産」(又は「その他負債」)に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

44. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

45. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率13.02%(国内基準)

損益計算書

平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		46,387
資金運用収益	37,178	
貸出金利息	27,754	
有価証券利息配当金	7,769	
コールローン利息	1,402	
買現先利息	133	
買入手形利息	0	
預け金利息	28	
その他の受入利息	89	
役務取引等収益	5,961	
受入為替手数料	1,828	
その他の役務収益	4,133	
その他業務収益	268	
外国為替売買益	109	
商品有価証券売買益	14	
国債等債券売却益	98	
その他の業務収益	46	
その他経常収益	2,978	
株式等売却益	1,176	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	1,802	
経 常 費 用		37,640
資金調達費用	4,513	
預金利息	1,871	
譲渡性預金利息	163	
コールマネー利息	602	
債券貸借取引支払利息	62	
借入金利息	244	
社債利息	346	
金利スワップ支払利息	18	
その他の支払利息	1,203	
役務取引等費用	2,523	
支払為替手数料	393	
その他の役務費用	2,129	
その他業務費用	601	
国債等債券売却損	601	
営業経費	27,457	
その他経常費用	2,544	
貸倒引当金繰入額	1,441	
貸出金償却	6	
株式等売却損	114	
株式等償却	39	
その他の経常費用	942	
経 常 利 益		8,746

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	102
固定資産処分益	94
償却債権取立益	7
特 別 損 失	843
固定資産処分損	196
減損損失	140
その他の特別損失	507
税引前当期純利益	8,005
法人税、住民税及び事業税	842
法人税等調整額	2,418
当期純利益	4,743

損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	235百万円
役務取引等に係る収益総額	76百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	78百万円

 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	455百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	2,306百万円
- 1株当たり当期純利益金額 26円43銭
- 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）を基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。
その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額140百万円（土地88百万円、建物51百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。
なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。
- 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度分相当額507百万円であります。
- 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これに伴い、利益処分計算書は当期より作成しておりません。
- 関連当事者との間の取引のうち、重要なものの内訳は以下のとおりであります。

属性	名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)
						役員の兼任等 (人)	事業上の関係		
子法人等	あおぎん ディーシー カード 株式会社	青森県 青森市	20	クレジット カード 業務	5.0	0	各種ロー ンの債務 保証	被債務 保証	30,752
子法人等	あおぎん 信用保証 株式会社	青森県 青森市	30	住宅ロー ンの信用 保証業務	2.5	0	住宅ロー ンの債務 保証	被債務 保証	207,000

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1．連結の範囲に関する事項

- (1)連結される子会社及び子法人等 9社
- 青銀甲田株式会社
 - 青銀ビジネスサービス株式会社
 - 青銀不動産調査株式会社
 - 青銀スタッフサービス株式会社
 - あおぎんディーシーカード株式会社
 - あおぎんリース株式会社
 - あおぎんコンピュータサービス株式会社
 - あおぎんクレジットカード株式会社
 - あおぎん信用保証株式会社

- (2)非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 9社

4．連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

第99期 決算公告

平成19年6月28日

青森市橋本一丁目9番30号

株式会社 **青森銀行**

取締役頭取 加福善貞

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	59,181	預 金	1,919,709
コールローン及び買入手形	80,000	譲 渡 性 預 金	54,390
買入金銭債権	6,631	コールマネー及び売渡手形	10,270
商品有価証券	467	債券貸借取引受入担保金	546
有 価 証 券	621,440	借 用 金	26,287
貸 出 金	1,316,288	外 国 為 替	27
外 国 為 替	1,658	社 債	20,000
そ の 他 資 産	28,517	そ の 他 負 債	17,697
有形固定資産	44,820	賞 与 引 当 金	726
建 物	9,910	退 職 給 付 引 当 金	43
土 地	13,375	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	623
建設仮勘定	0	再評価に係る繰延税金負債	2,852
その他の有形固定資産	21,534	支 払 承 諾	26,121
無形固定資産	5,118	負 債 の 部 合 計	2,079,296
ソフトウェア	4,747	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	371	資 本 金	15,221
繰延税金資産	6,521	資 本 剰 余 金	8,575
支払承諾見返	26,121	利 益 剰 余 金	54,227
貸倒引当金	22,027	自 己 株 式	381
		株 主 資 本 合 計	77,641
		その他の有価証券評価差額金	10,198
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	2,376
		評価・換算差額等合計	12,575
		少 数 株 主 持 分	5,227
		純 資 産 の 部 合 計	95,444
資 産 の 部 合 計	2,174,740	負債及び純資産の部合計	2,174,740

連結貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～60 年
動 産	2 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,307 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
10. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第 4 号平成 17 年 11 月 29 日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 52 百万円増加し、税金等

調整前当期純利益は同額減少しております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しております。

13. 従来、当行及び一部の連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労金は、支給時に費用計上しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）の公表等を機に、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づき計算された当連結会計年度末における必要額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は88百万円、その他の特別損失は532百万円それぞれ増加し、税金等調整前当期純利益は621百万円減少しております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

16. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

18. 有形固定資産の減価償却累計額 56,383百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,394百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,146百万円、延滞債権額は54,723百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由

が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,716百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は74,586百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、23,966百万円であります。

25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,665百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 56,460百万円

その他資産 4,274百万円

担保資産に対応する債務

預金 12,090百万円

債券貸借取引受入担保金 546百万円

借入金 3,649百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券70,402百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は68百万円、保証金は180百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,463百万円

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,500百万円が含まれております。

29. 社債は、劣後特約付社債であります。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,760百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ5,760百万円減少しております。

31. 1株当たりの純資産額 513円10銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下35.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	467	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	0	0	0	0	—
社債	8,185	8,158	26	5	31
その他	25,898	25,807	90	32	123
外国証券	2,335	2,335	0	0	0
その他	23,562	23,472	90	32	122
合計	34,083	33,966	116	38	154

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	37,378	55,477	18,098	18,676	577
債券	449,518	447,684	1,834	1,466	3,301
国債	194,749	192,930	1,819	262	2,082
地方債	109,857	110,165	308	845	537
社債	144,911	144,588	323	357	681
その他	75,509	76,491	981	1,557	576
外国証券	55,072	54,662	409	122	531
その他	20,437	21,828	1,390	1,435	44
合計	562,407	579,653	17,245	21,701	4,455

なお、上記の評価差額から繰延税金負債7,023百万円を差し引いた額10,221百万円のうち少数株主持分相当額23百万円を控除した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	81,368	1,274	716

34. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 社債	5,760
その他有価証券 社債	100
非上場株式	1,820
非上場外国株式	6
その他	17

35. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	55,640	203,229	131,131	71,727
国債	28,688	81,776	26,349	56,115
地方債	1,716	14,090	94,359	—
社債	25,235	107,263	10,422	15,611
その他	2,018	39,004	21,787	24,650
外国証券	1,489	34,909	19,511	1,088
その他	528	4,094	2,275	23,562
合計	57,658	242,233	152,918	96,378

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は425,530百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが418,570百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	18,637 百万円
年金資産(時価)	14,136
未積立退職給付債務	4,500
会計基準変更時差異の未処理額	1,354
未認識数理計算上の差異	3,102
連結貸借対照表計上額の純額	43
前払年金費用	15
退職給付引当金	58

38. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は90,216百万円であります。

(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」(又は「繰延ヘッジ利益」)として「その他資産」(又は「その他負債」)に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

39. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

40. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率13.19%(国内基準)

連結損益計算書

平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		60,800
資 金 運 用 収 益	37,362	
貸 出 金 利 息	27,925	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,781	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	1,403	
買 現 先 利 息	133	
預 け 金 利 息	28	
そ の 他 の 受 入 利 息	89	
役 務 取 引 等 収 益	5,885	
そ の 他 業 務 収 益	268	
そ の 他 経 常 収 益	17,284	
経 常 費 用		51,687
資 金 調 達 費 用	4,804	
預 金 利 息	1,869	
譲 渡 性 預 金 利 息	163	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	602	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	62	
借 用 金 利 息	536	
社 債 利 息	346	
そ の 他 の 支 払 利 息	1,222	
役 務 取 引 等 費 用	2,067	
そ の 他 業 務 費 用	603	
営 業 経 費 用	25,151	
そ の 他 経 常 費 用	19,061	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,949	
そ の 他 の 経 常 費 用	17,111	
経 常 利 益		9,112
特 別 利 益		223
固 定 資 産 処 分 益	194	
償 却 債 権 取 立 益	28	
特 別 損 失		953
固 定 資 産 処 分 損 失	280	
減 損 損 失	140	
そ の 他 の 特 別 損 失	532	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,382
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		921
法 人 税 等 調 整 額		2,375
少 数 株 主 利 益		286
当 期 純 利 益		4,798

連結損益計算書の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 26円77銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却316百万円、株式等売却損114百万円を含んでおります。

4. 当行は、減損損失の算定にあたり、営業用店舗については営業店単位（連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）を基礎とする管理会計上の区分で、その他遊休施設等については、各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、本部、事務センター、青森県内の社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

その結果、営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額140百万円(土地88百万円、建物51百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 「その他の特別損失」は、役員退職慰労引当金繰入額のうち過年度分相当額532百万円であります。